ひみ いみず たかおか 第121_号 2023

.contents.

雇用管理研修/改正稅法研修会/決算期別研修会/実務講座 · · · 12

Contents		
特別座談会「署長年頭インタビュー」2	支部研修会・年末調整説明会/青年部会セミナー … 13	国税の窓20
第38回「法人会全国大会」千葉大会6	全国青年の集い「沖縄大会」/女性部会バス旅行 … 14	税理士会だより/北陸税理士会高岡支部役員との懇談会・・・ 22
令和5年度税制改正に関する提言(要約)7	女性部会 寄付活動/雑巾寄贈/絵はがき審査会・賞状授与 15	新会員会社紹介/新会員のご紹介 23
提言活動 10	絵はがきコンクール入賞作品 16	総会記念講演ご案内/新会員ご紹介のお願い/表紙説明・・・ 24
納税功労表彰/特別講演会 11	令和4年度中学生の「税についての作文」受賞者・・・17	

令和4年度中学生の「税についての作文」入賞作品 … 18

手頭インタビュー





高岡税務署長 荒尾 誠司

広報委員長 西村 博邦 (西村工業株))

副 委 員 長 土田 一清 (株)サンコー本店)

広報委員 多田勢津子(第一物産(株))

" 西川 隆宏(西川工業株) 八嶋祐太郎(射水ケーブルネットワーク(株))

松村 泰隆(北陸ドラム工業(株))

放生 正孝 (株)スカイ)

西村 明けましておめでとうございます。本年も、 よろしくお願いいたします。

署長 皆さん、明けましておめでとうございます。 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

西村 本日は、荒尾署長にはご多用の中、公益社団



法人高岡法人会の広報 誌インタビューをお受 けいただき、ありがと うございます。広報委 員会では、新署長の人 となりを会員に知って いただくため、107号 からインタビュー形式 に取り組んでおり、荒 尾署長にご協力をお願

いした次第です。

今回は、今月発行の 121 号に掲載いたします ので、よろしくお願いします。

経歴等も含めて自己紹介をお願いします。

署長 出身は石川県白山市旧美川町です。手取川の 河口に位置し、1577年(天正5年)織田信長 軍と上杉謙信軍が戦い、信長軍が敗走した「手 取川の戦い」が史上では有名です。江戸時代に は北前船の寄港地又は漁師町として栄え、現在 でも「おかえり祭り」にその繁栄ぶりがうかが えます。「おかえり祭り」は、10年に1回おか えり筋が回ってきて、家の畳を変えたり、女性 は着物を新調したりして、招待客をもてなしま す。産物としては、フグの卵巣から作る「ふぐ



の子糠漬け」が珍味と されています。

美川町は、石川郡 本吉町と能美郡湊村 が1869年 (明治2年) に合併し、その郡の名 を一字ずつ取って美川 町となり、1872年(明 治5年) 県庁が金沢か ら美川に移転したこと

から、県名が金沢県から石川県と変わったとい うことが、当地出身者の自慢の一つです。以前 は北陸自動車道脇に、町名と歌手の名をもじっ た「美川県一の町」と書かれた塔をご覧になっ た方も多いと思います。

また、父が伝馬船を持っていまして、キス・ こぞくら・イカ釣りなど、小学校の時分はよく 駆り出されました。夜釣りの後、船の後方を見 ると漆黒の闇で、奈落の底に落ちていくような 怖さを今でも覚えています。

さて、この職場を選んだきっかけの一つが、 黒澤明監督の映画「生きる」です。主人公であ る公務員が長年無欠勤でまじめに働き、定年退 職も近くなり、これまでの人生を振り返り悔い 悩み始めたころ、自分がガンであることを知り ました。彼は、残された時間を住民のために奔 走し、一つの形 (公園の建設) を残すことがで きたといった内容と記憶しています。

昭和61年に、福井税務署の間税部門に初配

置になりました。当時は消費税の導入前で、奢 **侈品などに課税する「物品税」、「印紙税」や「酒** 税」の調査事務に従事しました。平成元年の消 費税導入の際には、多数の相談や説明会、お叱 りの電話などで忙しかったことを覚えていま す。当時、現法人会の坂井専務理事が総務課に おられ、消費税のパンフレットの印刷の仕方な どで厳しく指導されたことを記憶しています。 その後、法人課税部門に配置替えとなり、法人 税、源泉所得税等の調査及び内部事務を 10 年 余り経験しています。

そして、国税局酒税課や広報広聴官等を経て、 酒類産業行政を携わる酒類業調整官、副署長を 経験後、酒税課長ののち高岡税務署長を拝命し たところです。

八嶋

富山県での勤 務のことをお聞 きしますが、富 山県内の勤務は 初めてですか。

署長

石川県、福井 県での税務署勤 務はあります が、富山県での 勤務は初めてです。



ただ、勤務の約3分の1が北陸三県を所管し ている国税局勤務ですので、富山県内について もある程度、存じ上げています。

勤務は初めてですが、実は、自分の小遣いで 県外を訪れたのは高岡が初めてです。祖母から もらった古銭がきっかけで、趣味となり、高岡 駅にあったコイン店に行ったことを思い出しま

現在、コインの世界も変わりまして、約30 年前から、アメリカの大手2社が、コインの真 贋保証と状態を格付けし、密封ケース(スラブ と言います) にコインを入れ始めたのです。

このスラブには、記号やバーコード又は非接 触ICチップ(お財布スマホや Suica などに使 われているものと同様)が付いており、各社の ホームページでそのコインの情報を誰もが確認 できるようになり、その信頼性と流通性(オー クションなど)が大きく進展したと言われてい ます。また、日本でもデジタル鑑定書の発行も 開始されています。

このように、古いものであっても、新たな発 想や手法、最新技術とのマッチングによっては、 市場の活性化や新たな市場の開拓につながるも のとして興味を覚えます。

八嶋 コインのお話をお聞きしましたが、高岡の街 の印象はどうでしたか。

高岡までは鉄道を乗り継いで通っています。 署長

高岡駅では、学生が多いのですが、階段を上 がる人と下る人が、自然と順序良く整列して行 く姿を見て、金沢駅では、上り下りの矢印が階 段についていますが、それもなく、整然と並ん で歩いているのに驚きました。また、小学生が 横断歩道を渡るときに、必ず渡った後にお辞儀 をしているのを見て、礼儀正しいなと思いまし た。

駅周辺の道路はきれいに整備され歩道も幅広 く歩きやすいのですが、日除けになるところが なく、真夏の炎天下での暑さは厳しいものがあ

り、駅から博労町までバスに乗ることもしばし ばありました。

高岡が持ってるポテンシャル、コンテンツは 歴史、文化などいろいろなものがそろっており、 瑞龍寺、勝興寺と国宝が2つというのは素晴ら しいと思います。

また、万葉のふるさととして、古城公園や山 町筋・金屋町などの街並み、高岡大仏、海王丸 や雨晴海岸などの名所旧跡、高岡御車山祭をは じめとする伝統行事や、高岡銅器など伝統工芸 品とそれに連なるアルミ産業などの物づくりが 盛んです。

歴史や文化の香りも感じられ、見渡すと、海 辺から山間まで自然豊かに、食文化も多彩で、 生活しやすい環境に満ちた素敵な地域だと改め て感じています。

土田

高岡税務署長 に着任されての 抱負をお聞かせ ください。

署長

「租税は国の 礎」と表現され るように、租税 は政府活動の財 源として国を支 えているととも



に、税務行政が適正に進められ、国民の皆様の 信頼を得ることは共同生活を営んでいく上での 基盤であるとも言えます。

近年の新型コロナウイルス感染症の影響は、 国民生活や経済活動に大きな変化を与えまし た。私どもとしては、このような中においても、 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ 円滑に実現する」という国税庁の使命を果たし ていかなければなりません。この使命を果たし、 国民の皆様から理解と信頼を得るためには、更 なる自助努力が必要不可欠であると考えていま

これまでの約40年間税務行政に携わった中 で感じていることは、「組織は人なり」「人は財 なり」ということです。組織を担っていく人材 の育成は、官民問わず共通する課題の一つだと 思います。

山本五十六氏の人を育てる言葉として伝わる 「やって見せ 言って聞かせて させてみて 誉め てやらねば 人は動かじ。話し合い 耳を傾け承 認し 任せてやらねば 人は育たず。やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず。」 はとても参考になります。

今でいう、OJTやコーチング、承認し任せ て成功体験を付与してモチベーションを持たせ るなど示唆に富むものです。現在、高岡税務署 の職員は、私を含め約80名ですが、30代40 代の職員数が少なく 20 代の若手職員が全体の 3割強を占め、女性職員は約3割です。若手職 員が将来の税務行政を背負うことになりますか ら、職員がテーマごとに講師となって調査手法 等の伝承塾を開催し若手職員のスキルアップに 取り組んでいます。また、女性職員の活躍が今 後の組織の活力につながるものと思います。

先般、女性部会の役員会でお話ししましたが、 お酒の業界は伝統もあり歴史もありますが、最 近、頑張っている蔵元は、経営者が女性であっ

たり、また、女性が杜氏、蔵人として頑張って いるところが目につきます。アイデアとかチャ レンジするのは女性の方が強いのかなと思います。

さて本年も、申告所得税等の確定申告の時期 が近づいて参りました。

高岡税務署の申告相談会場は他署に比べ来署 される納税者の方が多く、毎年非常に混雑しま すが、三密を回避する目的もあり、一昨年から 入場整理券方式を導入し、一日の来署者数を制 限する取組を始めました。

本年も2月1日から前倒しして来署者を受け 入れ、少しでも混雑緩和に取り組むこととし、 その対策として、各市の広報誌に早めの来署を 呼びかける記事の掲載や、早期申告が見込めそ うな納税者に対しダイレクトメールによる案内 を実施するなど、様々な対策を採ることとして おります。

税務署は、従前から e-Tax による電子申告を 推進していますが、スマホによる申告も前年よ り更に便利に使いやすくなっておりますので、 混雑している税務署へ行かず、天候にも左右さ れない自宅等からの e-Tax 申告にチャレンジし ていただきたいと思います。また、企業経営者 の皆様方には、必要に応じて従業員の確定申告 についてもスマホを利用した e-Tax の利便性を 周知いただくなどご協力をお願いいたします。

西川

昭和61年に 福井税務署の間 税部門に勤務さ れて、これまで の中で一番印象 に残っている仕 事は何ですか。

署長

経歴等でお話 したとおり、間 税部門や法人課

税部門では調査や内部事務に従事していました が、今では失敗や苦い思いをした時の事が記憶 に残っています。しかし、それが後の仕事に活 かせることになったと思っています。

酒税関係事務に従事することが長かったので すが、その中では平成17年に清酒の地理的表 示 (G I: Geographical Indication) として日 本で最初の指定となった「白山」(石川県白山市) の企画・立案に携われたことが印象的です。

現在、お酒の地理的表示は全国で20ほど指 定されていますが、まだまだ、認知度等に課題 があると思われます。

お酒の地理的表示は、国税庁長官の指定を受 けることで産地名を独占的に名乗ることができ るものです。産地にとっては、地域ブランド確

立による「他の製品との差別化」、消費 者にとっては、一定の品質が確保されて いることによる「信頼性の向上」という 効果があります。また、国内だけではな く、地理的表示を酒類ごとに相手国と相 互に保護しあっていく動きも進んでお り、お酒の輸出や国内外の認知度を含め 大きく変化しています。

近年では、「富山ブレンド酒」の企画 でしょうか。

3年前程になりますが、コロナ禍で酒 造メーカー、小売酒店や料飲店が厳しい 状況に置かれていた中、少しでも需要喚起につ ながればという思いで、富山県酒造組合(会長: 舛田隆一郎氏)に各蔵の清酒をアッサンブラー ジュ(ブレンド、混和する意)して商品化して はどうかと提案しました。

酒造メーカーが団結して富山を盛り上げよう という心意気は消費者の皆様方の賛同もいただ き、好評の内に、昨年12月に3度目の販売と なりました。吟醸酒も入っていますが、ぬる燗 がお勧めです。

税務署の中でも課税・徴収とは異なった酒類 産業行政は、産業振興の一般行政と同様に、施 策の実施とその成果・効果が一律でない中で、 何か一つの形となることは、映画「生きる」の 主人公の思いにも通じる感があります。

多田

色々な経験を され、実際に企 画もされたとい うことですが、 署長さんの人生 観、信念、座右 の銘などござい ましたらお願い します。 座右の銘とい



署長

うものは、人生において基本的に変わらないも のと思っています。

ただ、最近は、署長という役割により、座右 の銘も変わってくるのかなと思います。近年、 次の言葉で自分を律するものとしていますので ご紹介します。

其言簡 (そのげんかん)

其理直(そのことわりちょく)

其道嶮 (そのみちけわし)

其行孤 (そのおこないこ)

中国唐代の裴相国(はいしょうこく)の出典 とされ、「修行する身又は役に就いている者は、 言語は明瞭簡潔に、考えは正しく真っすぐに、 その道はけわしい、そしてその行いや判断は孤 独である。」と意訳できると思います。この言 葉を座右の銘にしておられる経営者の方が多い と言われていますが、実は、私もこの言葉をあ る酒蔵の代表者から伺ったものです。当時、自 分には当てはまらないものと思っていました が、思い起こして大切にしています。

放生 座右の銘、山本五十六の話、大変参考になる



お話ありがとうござい ました。先程、高岡駅 から博労町まで日差し が強く歩くのが大変だ というお話でしたけれ ども、私は体を動かす のが大好きで、よく歩 いていますが、署長さ んの趣味とか土日など 余暇はどのようにお過

ごしですか。

税務の職場に入った時に、物品税を所掌して 署長 ましたので、新しい商品・サービスに興味があ ります。土日は、ほぼ家族で日用品などの買い 回りに出かけて、街をよく観察するよう心掛け ています。悪天候により生鮮食料品が高い時も あれば、時期や物によっては安くなっており、



季節感も感じられます。ここ半年は物の値段が 本当に高くなり、売る側も買う側も厳しいと、 景気の状況を推し量ることもできます。

また、年年歳歳と健康に留意するようになり、 スマートウォッチ、体重計や体温計をリンクさ せ、スマートフォンでデータ管理をして、その 推移で体調を管理しています。

いろいろなジャンルの音楽やカラオケも好きです が、北陸電力のCMで "千葉はな" さん (グループ名: 羊毛とおはな)の歌を知りました。「ただいま、お かえり」、「大きな木と小さな鳥」など琴線に触れる やさしい曲で、一遍に惹かれて、ダウンロードしてよ く聞いています。高岡市出身で、若くして亡くなら れたことは本当に残念に思います。いい歌だなと 思って聞いていたのですが、たまたま高岡に転 勤になり、ご縁があるなと思いました。

松村

署長

今日は色々な お話ありがとう ございます。私 個人的には、署 長さんとお酒の 話を深くしたい と思ったのです が、時間も限ら れていますの で、これからの



税務行政の将来についてご教示お願いします。

国税庁の「納税者の自発的な納税義務の履行 を適正かつ円滑に実現する」という使命を果た し、納税者の信頼のもとで国の財政を支える組 織であるためには、社会経済の変化に柔軟に対 応し、絶えず変化し続けなければなりません。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、世 の中のデジタル・トランスフォーメーションへ の流れが一気に加速していますが、デジタル化 は官民を通じて取り組むべき国家的課題であ り、国税庁においても、「税務行政のデジタル・ トランスフォーメーション (DX) - 税務行 政の将来像2.0-」を公表しています。その 中で、「納税者利便の向上」と「課税・徴収の 効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あら ゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」 に向けた構想を示しており、例えば、マイナポー タルから確定申告に必要なデータを申告データ に自動で取り込んで、数回のクリックで申告が 完了する仕組みなど、申告等の各種手続や納税 が、税務署や金融機関に赴くことなく、オンラ イン、キャッシュレスでできるということは、 コロナ対応の新しい生活様式にも適合するもの でもあります。

一方で、申告・納付のデジタル化に合わせて、 国税局・税務署における部内の事務処理につい ても、ペーパーレス化やデータ活用により効率 化・高度化を更に進めていく必要があると考え ており、部内でも柔軟に、業務に関する改善意 見などを募集するなどし、普段からDX・BP R (ビジネスプロセス・リエンジニアリング: 業務改善)への取り組みを推進しています。

今後も、適正な申告を行った納税者が不公平 感を抱くことがないよう、調査・徴収の効率化・ 高度化を図りつつ、悪質な納税者に対しては厳 正な態度で臨むことにより、適正・公平な課税 の実現に努めていくこととしております。

最後に、法人会に対するご意見・ご要望等が 西村 ございましたら、お聞かせください。

署長

高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統 のある法人会であり、「税のオピニオンリー ダー」として、正しい税知識の普及や納税意識 の高揚に取り組まれるとともに、各種研修会・ 講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の 開催や小学生を対象とした「税に関する絵はが きコンクール」の実施など、公益法人として積 極的に社会貢献活動を展開されておられます。

これもひとえに、川西会長をはじめとする歴 代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の 賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして 心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、税務行政を取り巻 く環境が経済活動のICT化やグローバル化の 進展に加えて、今般の新型コロナウイルス感染 症の影響により急速に変化している状況の中、 「より便利で、よりスムーズに」申告・納税が できる環境を整備していかなければなりませ λ_{\circ}

また、制度面においては、消費税の仕入税額 控除の方式として、いわゆるインボイス制度が 本年10月から導入されることとなっておりま す。これまで、インボイス制度の円滑な導入に 向けて、事業者の皆様方に制度の内容を十分に 御理解いただき、それぞれの事業の実態に応じ た対応や準備を進めていただけるよう、各種説 明会をはじめ、あらゆる機会を通じた制度の周 知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでいます が、インボイス発行事業者としての登録を予定 されておられる方には早めの申請をお願いいた します。

このように種々の取組を推進していくために は、高岡法人会の皆様方のお力添えは何よりも 大きなものと考えております。

どうか引き続き、税務行政の良き理解者とし て、より一層の御協力と御支援を賜りますよう お願い申し上げます。

最後に、今日も窓を開けると、隣の小学校か ら明るく元気な声が聞こえてきます。法人会の 租税教室などを通じた活動は、彼ら次代を担う 若者たちによって、立派な社会や地域を紡ぐも のと信じてやみません。

西村

本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっ ていろんなお話をいただき、ありがとうござい ました。高岡法人会は、会活動において、税務 御当局の御指導・御支援が不可欠でございます ので、会員企業の健全な発展のため、研修会・ 説明会等への講師派遣や助言を引き続きお願い いたします。

荒尾誠司高岡税務署長略歴

平成26年7月 福井税務署派遣 酒類業調整官

平成28年7月 金沢国税局 酒類業調整官

平成29年7月 金沢国税局 筆頭酒類業調整官

平成30年7月 福井税務署 筆頭副署長

令和2年7月 金沢国税局 酒税課長

令和4年7月 高岡税務署署長

第38回「法人会全国大会」千葉大会



10月13日(木)、千葉市の幕張メッセに全国から 1,900 余名(当会から川西会長他4名)の会員が集い 第38回「法人会全国大会」千葉大会が3年ぶりに対 面で盛大に開催された。

第一部では、「女性がテレビで働くということ」と 題し、キャスター・ジャーナリストの安藤優子氏が記 念講演を行った。

第二部の式典では、主催者を代表して小林栄三全法 連会長の挨拶のあと、阪田国税庁長官、熊谷千葉県知 事、神谷千葉市長から祝辞があった。次に、令和3年

度の会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進に ついて顕著な成果を挙げた県連に対する表彰を行っ た。続いて、全法連の税制委員長による令和5年度税 制改正に関する提言の報告、昨年の「全国青年の集い」 佐賀大会において最優秀賞を受賞した佐賀法人会青年 部会による「租税教育活動の報告」が行われた。

最後に、「大会宣言」が朗読されあと、次回開催地 である群馬県法人会連合会会長より招聘のプレゼン テーションが行われ、大会は滞りなく終了した。

大 会 宣 言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業 の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していく こととしている。

新型コロナウィルス感染症により甚大な打撃を受けたわが国経済は、最悪期を脱し、「ウィズコロナ」期に入ったと言わ れている。しかしながら、急激な物価上昇に見舞われ、先行きの不確実性が急速に増している。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、返済計画を 着々と進める欧米諸国がある一方、わが国はこの問題を封印してきた。さらに、先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、 人口減少という深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急 に策定することが重要である。

地域経済と雇用の担い手である中小企業はわが国経済の礎である。長期にわたるコロナ禍の影響が依然として残ってい る上、エネルギーや原材料価格の高騰が重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。健全な経営に取り組んでいる企 業が十分に能力を発揮し、その土台が揺らがないよう税財政や金融面での実効性ある対策が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関す る提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和 4 年 10 月 13 日

全国法人会総連合 全国大会

税制改正に関する提言(要約) 令和5年度

I. 税・財政改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に 入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金 返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の 真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返 済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、 少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担につい て、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済 計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊 の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始め た。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を 達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家 的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転 の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時 に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけで はない。このため、相応の需要喚起を行うことも 必要ではあるが、それがバラマキ政策とならない よう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束 後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れる よう準備を進めることが重要である。歳入では安 易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳 出については聖域を設けずに分野別の具体的な 削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革 を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇 など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻 害することが考えられる。すでに日銀は政府によ る過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に 高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機 能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融 政策は正常化させねばならず、その際には政府と 日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑 えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されてお り、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状 の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中 負担 という正常な姿に改革するには、適正な負担 を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」に より可能な限り抑制するしか方法はない。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の

役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重 要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者 負担などの本人負担については、高齢者においても 負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があ る。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格 対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高 齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」 等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジ タル化対応など大胆な規制改革を行う必要があ る。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の 公平性を確保するために診療報酬(本体)の配 分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェ ネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」 を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるた めに真に介護が必要な者とそうでない者とにメ リハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担の あり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを 見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳 格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保 育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべ きである。その際、企業も積極的に子育て支援に 関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる 活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実 に推進するためには安定財源を確保する必要があ

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への 過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない ような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会 保障の問題は就労調整が行われる一つの要因と なっており、人手不足で悩む中小企業にとって深 刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、 税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた 政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき 自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策につ いて、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を 断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費

の抑制。

- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人 員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費 の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和 5 年 3 月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する 措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備 を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、 それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日 となっている適用期限を延長する。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法) や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産 税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに 当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業 年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について 弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済 の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。 中小企業が相続税の負担等によって事業が承継でき なくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な 事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に 欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が 大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび 税収確保などの観点から問題が多い。このため、か ねてから税率 10%程度までは単一税率が望ましく、 低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応 するのが適当であることを指摘してきた。政府は、 国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検 証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが 必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制 度」について、すでに「インボイス発行事業者」 の登録申請がはじまっているものの、事業者のイ ンボイス制度に対する理解が十分に深まってい るとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事 業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。こ れら事業者が事務負担増や取引から排除等の理 由により休廃業に追い込まれることのないよう、 当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維 持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8 割を控除できる経過措置を当分の間維持するな ど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事 業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底す るとともに、事務負担が軽減するような環境整備 が必要である。また、課税事業者が免税事業者と 取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停 止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対 策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴って より重要な課題となっている。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を 講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正によ る電子データ保存の義務化に対応するなど、事業 者の事務負担、納税協力コストは年々増加してい る。特に電子データ保存の義務化については、全 ての事業者が対象となっており影響は大きい。シ ステム改修や従業員教育など、事務負担が増大す る中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけ でなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思 疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾を ひいている。医療制度の抜本改革の必要性については 前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域 的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決でき る問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気な のである。

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化 戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新た な地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可 欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自 助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の 確保や行政改革を企画・立案し実行していくことであ る。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本 社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の 活用、地元大学との連携などによる技術集積づく

- りや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行 う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題 は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべ きである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早 急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治 体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さら なる市町村合併を推進し、合併メリットを追求す る必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の 行財政改革には、「事業仕分け」のような民間の チェック機能を活かした手法が有効であり、各自 治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べ たラスパイレス指数 (全国平均ベース) が改善せ ずに高止まりしており、適正な水準に是正する必 要がある。そのためには国家公務員に準拠するの ではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与 体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より 納税者の視点に立って行政に対するチェック機 能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬 の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行 政委員会委員の報酬についても日当制を広く導 入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率 化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き 適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地におけ る企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実 効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風など による大規模な自然災害が相次いで発生している。東 日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立っ た適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確 実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。 その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑 損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について 検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

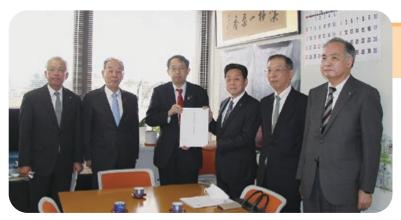
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存 のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点 から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

~税を考える週間~ 国会議員·3市長へ提言書を持参!!

令和5年度 税制改正に関する提言

高岡法人会役員が、税を考える週間(11/11~17)にあわせ、国会議員・市長に税制改正について直 接お会いし説明を行い、提言活動を行った。



橘慶一郎衆議院議員(11月5日) 【於 高岡商工ビル】

川西 邦夫 会長 酒井 道行 副会長 西村 博邦 副会長 廣瀬 宏一 副会長 坂井 昌彦 専務理事

角田悠紀 高岡市長(11月15日) 【於 高岡市役所】

川西 邦夫 会長

酒井 道行 副会長

西村 博邦 副会長

廣瀬 宏一 副会長

立野 政幸 青年部会部会長

坂井 昌彦 専務理事





夏野元志 射水市長(11月7日) 【於 射水市役所】

牧田 和樹 副会長

和彦 副会長

新川 篤志 青年部会副部会長

徳永 勝久 青年部会副部会長

小川ゆり子 女性部副会長

笹谷 幸子 女性部副会長

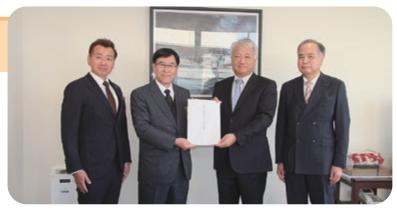
昌彦 専務理事

林 正之 氷見市長(11月14日) 【於 氷見市役所】

寺下 利宏 常任理事

久保 俊介 青年部会副部会長

坂井 昌彦 専務理事



^{令和4年度} 納税表彰受賞おめでとうございます!!

令和4年度金沢国税局長納税表彰式が11月1日 KKR ホテル金沢にて、高岡税務署長合同納税表彰式が11月 14日高岡市ふれあい福祉センターにて挙行された。

この表彰は、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々に贈 られるもので、法人会功績者として、次の方々が受賞されました。

金沢国税局長表彰

(公社) 高岡法人会 副会長 株式会社清水住設 代表取締役社長



高岡税務署長表彰

(公社) 高岡法人会 常任理事 株式会社サンコー本店 取締役会長



特別講演会



令和4年8月30日(火)ホテルニューオータニ高岡 において、信州大学特任教授 山口真由氏の特別講演 会を開催した。

「岐路に立つ日本」と題して

第1章 日本という国 そのユニークネス

第2章 日本の規制のユニークネス

第3章 日本的な価値観 「家」の時代から 第4章 西洋的な枠組み 「個人」の時代へ

に分けて講演があり、最後に、「伝統的に守られてき た家族型組織について、ミレニアル世代がそこを破り、

「2世代」はそこから離れていく。メンバーかどうか

を重視する家族型組織から、価値で結ばれたプロフェッショナル集団としてのレジリエント(強靭さと柔軟さ) 企業へ」を目指すことが大切ではないかと話された。

特別講演会 税を考える週間

令和4年11月17日(木)富山県高岡文化ホールにて、 作家江上剛氏の特別講演会を開催した。

「起死回生~時代を生き抜く経営力~」と題して、講演 があり、江上先生は、風通しの良い会社、リーダーも楽し いことに取り組む、少子高齢化社会なのでイノベーション が必要となり、経営者の判断力が重要であると話された。



法人会活動報告

雇用管理研修会



【開催日】令和4年9月13日(火)

【場 所】 高岡商工ビル 2階大ホール

【講師】 社会保険労務士法人アシスト人事 代表社員

社会保険労務士 宮本敦子氏

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部

高齢·障害者業務課 担当官

【内 容】「労働条件通知書の解説と見直し・作成のポイント」

「65歳超雇用推進助成金」について

【受講者】 会員33名

改正税法研修会

【開催日】令和4年9月7日(水)

【場 所】高岡商工ビル 2階大ホール

【講 師】高岡税務署 法人課税審理専門官 水野 雅美 氏

「法人税等の税制改正について」等

高岡税務署 個人課税第一統括官 中田 勝氏 「所得税の税制改正について」

【受講者】 会員 49 名



決算期別研修会



【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 水野 雅美 氏

【場 所】 高岡商工ビル 4階研修室

【内容】・決算における主な注意点(改正点含む)

・消費税インボイス制度について 等

【開催日等】 8月~10月決算法人対象

令和4年9月22日(木) 会員4名

11月~1月決算法人対象

令和4年12月7日(水) 会員7名

法人税実務講座 (中級)

【場 所】高岡商工ビル 4階研修室

【講 師】税理士 油谷 奈津紀 先生

【開催日】令和4年9月6日、14日、28日、10月5日

【内 容】法人税・消費税・法人に関連する税金の基礎知識

【受講者】会員20名



青年部会·女性部会

支部研修会



高岡・射水・氷見支部で次のとおり税務研修会が開催されました。

【高岡支部】令和4年11月15日(火) 参加者52名

【射水支部】令和4年11月7日(月) 参加者29名

【氷見支部】令和4年11月11日(金) 参加者30名

各支部とも、第一講座は、荒尾誠司高岡税務署長から「麹と 高 峰博士と税務署と そして」と題し、講話がありました。

第二講座は、高岡税務署法人課税第一統括官の上田毅氏からダイ レクト納付、消費税インボイス登録等について説明がありました。

また、第三講座は、高岡支部は崎山強税理士、射水支部は坂井専

務理事、氷見支部は梶義明税理士から「消費税インボイス制度、電子帳簿保存法」について説明がありました。

高岡支部



射水支部



氷見支部



年末調整説明会



令和4年度も、高岡法人会主催の年末調整説明会を開催しました。

【開催日】 令和4年11月21日(月)

【場 所】 富山県高岡文化ホール 大ホール

【講 師】 高岡税務署 担当者

「年末調整のしかた」

「法定調書の作成と提出の手引き」等

高岡市役所 担当者

「給与支払報告書の作成・提出について」

【参加者】 会員 118 名、一般 13 名

青年部会税経セミナー

【開催日】 令和4年12月16日(金)

【場 所】 ウィング・ウィング高岡

【講 師】 株式会社総務部 代表取締役

税理士 太田 興作 氏

【テーマ】「コロナ後の新しい経営!!」

【参加者】 部会員 13名



青年部会情報

第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会

~ゆいまーる 未来をまもり、拓く~

11月24日、25日の両日、沖縄ア リーナに、全国の法人会青年部会員 2,200 余名(当会青年部会から立野 部会長ほか9名) が参集し、第36 回「法人会全国青年の集い」沖縄大 会が盛大に開催された。大会参加者 へ「抗原検査」の事前実施を依頼す るなど、沖縄県対処方針を踏まえた 新型コロナウイルス感染症対策を徹 底した大会運営であった。

初日は、全国各地を代表する青年 部会員による「租税教育活動のプレ ゼンテーション」並びに「健康経営 大賞」の発表が行われた。

二日目は、午前中、部会長サミットが開催され「部 会員増強と会の活性化」をテーマに意見交換を行った。 午後は、「財政健全化につながる!健康経営の実装と 実践」と題した千葉大学医学部附属病院 特任教授・ 産業医の吉村健佑氏の記念講演のあと、大会式典が開 催され、租税教育活動のプレゼンテーション最優秀単



位会の鹿児島法人会の事例発表、健康経営大賞最優秀 賞の鹿児島県鹿屋肝属法人会、株式会社きこり(島根 県雲南法人会)の事例発表や部会員増強表彰、沖縄大 会宣言、大会旗伝達、次回開催地の山形大会(11月 9日開催) PRがあり、大会は成功裡に終了した。

女性部会情報

先進地視察

令和4年10月4日(火)

新型コロナウィルス感染拡大のため中止としていた 女性部会の視察研修を3年ぶりに開催し、石川県大野 ヤマト味噌醤油糀蔵ガイドツアーでは、醤油・味噌の 製造工程、歴史を学び、その後、ボランティアガイド さんの案内で、古くから醤油醸造業が栄えた大野町を



散策した。

また、午後からは金沢市に日本海側初の国立美術館 として 2020 年 10 月に開館した『国立工芸館』を見学 し、女性部会員の親睦を深めた。



女性部会活動報告 社会貢献活動

親会創立70周年記念事業 女性部会寄附活動

女性部会では毎年1カ所の福祉施設への寄付活動を行っているが、令和4年度は高岡法人会創立70周年記念 事業として、高岡市・射水市・氷見市各1カ所、計3カ所の社会福祉施設へ各 10 万円を寄附し、それぞれの施 設の必要な備品、車椅子等の購入に充てられた。



令和4年8月9日 特定非営利活動法人 むげん (ロッカー・演台)



令和4年9月8日 氷見市 社会福祉法人 三福 (車椅子)



令和4年10月18日高岡市 特定非営利活動法人 Jam (洗濯機)

手作り雑巾を

女性部会は、地域に根付いた社会貢献活動の一環として、会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タ オルを高岡市、射水市の保育園と氷見市の福祉施設に寄贈した。



令和4年11月25日 高岡市 福岡幼稚園



令和4年11月28日 氷見市グループホーム 宮田の家



令和4年12月6日 射水市 池多保育園

『税に関する絵はがきコンクール』審査会

女性部会では、例年2月に開催していた「税に関する 絵はがきコンクール」審査会を小学校の学習指導要領の 改訂に合わせ、9月29日に開催した。

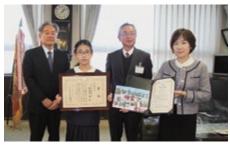
高岡市・射水市・氷見市から 455 点の応募があり、荒 尾高岡税務署長、絵画講師の川原和美先生をお招きし女 性部会役員と一緒に10作品の入賞を選んだ。



『税に関する絵はがきコンクール』入賞者表彰

「税に関する絵はがきコンクール」において、高岡 税務署長賞・富山県連特別賞に選ばれた高岡市立下関 小学校の長谷川さんに、荒尾高岡税務署長、若野女

性部会会長から賞状を授与し た。また、高岡市立牧野小学 校を訪れ、女性部会長賞と県 連入賞に選ばれた、中澤さん と、高岡法人会長賞に選ばれ た津幡さんに若野女性部会長 から賞状を授与した。



さらに、多数の応募があった高岡市立太田小学校に 学校賞として感謝状を贈った。





高岡法人会女性部会長賞

富山県連入賞



高岡市立牧野小学校 6年 中澤 莉聖 さん

高岡税務署長賞

富山県連特別賞



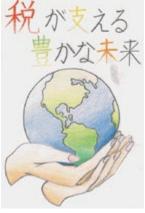
高岡市立下関小学校 5年 長谷川 帆 さん

高岡法人会優秀賞



高岡市立福岡小学校 5年 矢後 葵 さん

高岡法人会会長賞



高岡市立牧野小学校 6年 津幡 心春 さん



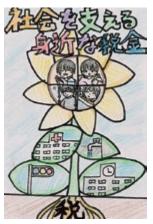
氷見市立上庄小学校 6年 前田あづさ さん



高岡市立木津小学校 6年 塚越千寿帆 さん



高岡市立木津小学校 6年 伊藤 紗羽 さん



高岡市立能町小学校 6年 豊岡 奈緒 さん



高岡市立福岡小学校 5年 梅田 琉生 さん



射水市立中太閤山小学校 6年 吉村 心玖 さん

~令和4年度~ 中学生の『税についての作文』入賞者

共催:全国納税貯蓄組合総連合・国税庁/後援:公益財団法人全国法人会総連合 他

将来を担う中学生が、身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞などで知っ た税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨 で全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催で実施しています。

表彰された方々は次のとおりです。



★《高岡税務署長賞》

「税金があることのありがたさ」 射水市立小杉南中学校3年 佐渡瑛理香

★《富山県知事賞》

「楽しい学校生活の裏には」 田畑 希望 高岡市立高岡西部中学校2年

★《北陸納稅貯蓄組合総連合会会長賞》

「私の姉と弟」 浅村 ユウ 射水市立新湊南部中学校3年

★《富山県納税貯蓄組合総連合会会長賞》

「私たちを支える税金」 高岡市立福岡中学校2年 鈴木 惇平

★《高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞》

藤井 悠樹 「広い視野でし 射水市立小杉南中学校3年

★《北陸税理士会高岡支部支部長賞》

「もし、税金がなくなったら・・・」 高岡市立志貴野中学校1年 橋田 彩

★《公益社団法人高岡法人会会長賞》

早川萌々香 「私たちの身近な助け合い貯金」 氷見市立西條中学校2年

★《高岡稅務署管内青色申告会連合会会長賞》

「『ふるさと納税』から感じたこと 高岡市立牧野中学校2年 村下 陽音

★《高岡間税会会長賞》

「税金の活用し 高田 玲菜 射水市立小杉南中学校3年

~令和4年度~中学生の『税についての作文』

(敬称略)

高岡税務署長賞

税金があることのありがたさ

射水市立小杉南中学校3年 佐渡瑛理香

小学3年生になったばかりの頃、私は初めて自分で お金を貯めて漫画を買いました。その漫画は400円 と書かれていたので、500円ほど持っていた私はえん ぴつのキャップを追加で買うことにし、母とレジへ 向かったのです。私はレジで表示された金額を見て びっくりしました。400円の漫画と100円のえんぴつ のキャップで、500円でぴったりのはずなのに、表示 された価格は500円を超えていたからです。そのとき は足りなかったぶんのお金を母に負担してもらいまし た。そして、なぜ表示されていた金額は私が計算した ものより高かったのか不思議に思い、車の中で母にた ずねました。

「どうして100円のキャップと400円の漫画なのに 500円じゃないの? |

すると、母は

「税金のぶんを足し忘れていたからだよ。」

と答えました。私は税金とは何なのか気になって、 帰ってから調べてみました。ですが、当時の私には難 しい言葉が多く理解することはできませんでした。月 日が流れ、中学生になって、公民の授業等で税金のこ とを知る機会がありました。税金にはいろいろな種類 があり、国民が安心して生活を送るためにある制度だ と習いました。私は税金は具体的にどのように使われ ているのか改めて調べてみました。そして、学校の備 品や公共施設の建設、商業や農林漁業にも使われてい

ることが分かり、驚きました。また、必要不可欠なも のだと感じました。さらに調べてみると、災害で被害 を受けた地域の復興のためにも税金が使われているこ とが分かりました。その災害は熊本地震で、ネットで どのような状態になっていたのか調べてみると、家が 傾いていたり、面影がないほど崩れていたり、前とは 全く違う熊本県の写真を見つけました。でも、現在は 熊本城の天守閣などが、ボランティアの方々、全国の 人々からの募金、そして税金によって復興したことを 知り、とても感動したし、うれしかったです。私達が 買い物をするときに何気なく支払っている税金が、壊 れてしまった建物を直し、傷ついてしまった人々の心 を明るくすることができる、そのことがとても素晴ら しいなと思いました。

小学3年生の頃に、税金とは何かという疑問を抱い たことで、税金は私達が安心して豊かで健康的な生活 を送るために、必要不可欠なものであることを、学べ て良かったです。これから学校生活で、机やいすなど の備品は税金で補われていることを忘れず、もっと大 切に使っていきたいと思います。また、税金のことを より知るため、毎朝ニュースや新聞を見たり、友達や 先生と社会のことについて話し合ったりしていきたい です。税金は、私達を幸せにする、とても素晴らしい 制度だと本当に思います。

富山県知事賞

楽しい学校生活の裏には

私はこの夏、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を通し て小学校に4日間職場体験に行ってきた。「社会に学 ぶ『14歳の挑戦』」とは富山県内の中学2年生を対象 に行われている職場体験学習事業の名称である。私は 小学校での職場体験で教師という職業の大変さがよく 分かった。あちこちでケンカが起こっていたり、みん ないっせいに違うことを話していたり、授業中座って いる人の方が少なかったりと本当に大変だった。だが 大変さの中にも楽しいことがあり、でもその楽しさの 裏には事務の仕事をしてくださる方がいるから成り 立っているのだと感じた。普段何不自由なく楽しい学

高岡市立高岡西部中学校2年 田畑

校生活を送れているのは、先生方のおかげでもあるが、 事務員の方が私たちのことを思ってたくさん色々なこ とをして下さっているからだということが分かった。 4日間で実に多くのものを楽しく学ばせてもらった。 これらのことを楽しく学ぶことができたのは税金が深 く関わっているという。

公立の学校では椅子や黒板などから土地の買収費、 校舎の建設費、電気代など学校のお金がかかるほぼ全 てに税金が使われているそうだ。最近では一人一台、 学習専用端末が与えられた。自分自身、調べ学習に取 り組む機会が増え、意欲的に勉強できる場面が増えた

ように感じる。私の家でもパソコンなどの電子機器を 使用しているが、決して安い値段ではない。では一体 どれぐらいの税金が義務教育の9年間に使われている のだろう。気になったので調べてみると本当にびっく りした。なんと公立の小中学校に通った場合9年間で 一人に対し880万円以上もの税金が使われているそう だ。年間に直すと小学校では約90万円、中学校では 約 100 万円が使われている。

このように、多くの税金で何気ない楽しい学校生活 が守られていたのだ。充実した環境で学習できるのも 納税者の方々が一生懸命働いた大切なお金の中から納 めてくれた、税があるからだということを頭に入れて おきたい。

私はクラスのみんなで授業を受けたり、たくさんの 経験をしたり、些細なことで笑い合える何気ない学校 生活が大好きだ。そんな楽しくて何不自由ない学校生 活が送れているのは、先生方、事務員の方、そして納 税者の方々がいることで成り立っていることを忘れて はいけない。そしてその感謝の気持ちを私たちの周り にいる支えてくれている方々に言葉として積極的に伝 えていきたい。

私たちは税によって暮らしが支えられ、何気ない日 常が守られているのである。私も近い将来納税者とな る。その時は社会のため、自分自身のために、誇りを もって税金を納めていこうと強く思う。

公益社団法人高岡法人会会長賞

私たちの身近な助け合い貯金

我が家の黒い軽自動車。私の母の車である。来春ま でに、この車を新しい車に買い替えるらしい。父と母 は、色々な自動車販売店に出向いたり、カタログを取 り寄せたりして、車種や色、納車日などについて話し ている。この車は私が生まれた歳に購入したものだ、 と、母から聞いた。いわば、私と同年代であるこの車 が無くなってしまうのは、正直とても寂しい。反面、 次はどんな車に乗れるのだろうかとワクワクした気持 ちもある。私も父が取り寄せたカタログをパラパラと 見てみる。するとカタログに記載されている金額の他 に、実際車を購入する際にはさまざまな税金がかかる ことを知った。消費税、自動車税、環境性能割なんて 聞きなれない言葉もある。「お金を払うと税金かかる んやね」と言う私に、「お金をもらう時にも税金がか かっとるんやぞ」と父は言った。私は不思議に思い、 税金について調べてみた。

父が言った「お金をもらう」時にかかる税金とは、 贈与税、相続税、所得税などであった。支払うときに かかる税金ならわかるが、もらうときにかかる税金な

氷見市立西條中学校2年 早川萌々香

んて、何だか損した気になるなぁ、と思った私は、そ の税金が一体何に使われているのか調べた。すると、 医療や年金、介護保険などの社会保障関係費、公園や 道路の整備費などと、すぐ身近なところで使われてい ることに驚いた。何より、私たちが学校で使っている 教科書や机、椅子の購入、校舎の建設や修理にも税金 がまかなわれているということに、改めて気付かされ た。

当たり前のように過ごしている日々の生活を支えて いるのが税金である。これより、納税は国民の義務な のだから *仕方なく、ではなく、私たちが安心して生 活していくための *助け合い貯金、だと考える。

今回私は、母の新車購入が税について考えるきっか けとなったが、もしも一人一人が意識的に税金の使途 を見直す機会を設けることができたなら、もっと世の 中がより良いものとなるのではないか。税金は、巡り 巡って自分のためになるということを心に刻んでおき たい。



マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。 - 度ご利用いただければ、そのメリットを実感!

令和5年1月以降の マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費 . • •

1年間分の情報 が取得可能に!

ふるさと納税

New 生命保険

地震保険

株式の特定口座

国民年金保険料

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定!

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの 「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。





- ・ ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。 事前設定については、次夏をご参照ください。
- 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応して いる必要があります。発行主体の一覧はこちら。 (発行主体の一覧は随時更新してまいります。)





~マイナポータル連携の事前設定等~

|マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、 マイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカードの 交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

コンビニで 各種証明書が 取得可能

本人確認 書類として 使用可能

健康保険証と 一体化

新型コロナワクチン 接種証明書が 取得可能

運転免許証と -体化予定 (令和6年度末)



マイナポイント 事業の詳細は

第2弹

事前設定の専用ページ(マイナポータル)にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、

画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する

専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。



パソコン画面



マイナポータル連携 事前準備

マイナポータル 連携の事前設定 ページはこちら

- 事前設定には、以下のものが必要です。
 - ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン (又はICカードリーダライタ)
- ! 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得 できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての 設定をお願いいたします。

|確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー

スマートフォン画面



パソコン画面



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

国税庁 法人番号7000012050002

R4.8

消費税インボイス制度について

税 理 士 中 村 総一郎

私は飲食店を経営しています。

消費税「インボイス制度」の登録申請期限が令和5年3月末に迫っているとのことですが、周り の経営者に尋ねても、申請を済ませた経営者は半分程度の印象です。そろそろ判断をしなければな りませんが、インボイスの登録申請はしたほうがよいのでしょうか。

令和 4 年 10 月末現在、金沢国税局管内の消費税課税事業者(法人・個人事業者含む)の 51 % がインボ イスの登録を済ませているようです。筆者の私見ですが、令和5年の3月末の申請メ切時点では、9割以 上の事業者が登録申請するのではないかと予想しています。

まずは、簡単にインボイス制度のポイントをおさらいしてみましょう。

- ① 「インボイス」とは、これまで発行してきた「請求書」、「領収書」、「納品書」等に新たに次の事項を 加えたもの。
 - ・国税庁が発行する登録番号
 - · 適用税率 (10%、8%)
 - ・税率毎に区分した消費税額
- ② 「インボイス」の本質は、「わが社の発行す る請求書、領収書は、受領側で『仕入税額控除』 できるお墨つきのものですよ!」という機能 があるところ。
 - ・インボイス登録済みの請求書・領収書
 - → (受領側で) 仕入税額控除 ○
 - ・インボイス未登録の請求書・領収書
 - → (受領側で) 仕入税額控除 ×
 - (注)「仕入税額控除」=事業者が消費税を 計算するうえで、仕入、経費等、支 払いに係る消費税額を控除できる仕 組みのこと。
- 販売先による考え方 販売先の区分 事業者と 一般消費者が混在 事業者のみ 一般消費者のみ 建設業・製造業等 自社の業種 例 事業者への販売(例 えば、飲食店での法販売先に事業者がい 対応方針 する 事業者への販売(例 気ば、飲食店での法販売先に事業者がい の多募によって、イス発行事業者になる ンポイス発行業者に なることを検討する
- ③ ただし「インボイス」の登録事業者になるためには、消費税の「課税事業者」である必要あり。(免 税事業者のままでは登録申請ができない)

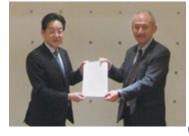
したがって、御社がインボイスの登録申請を選択しない場合、請求書・領収書を受領したお客様の側 で、「仕入税額控除」ができなくなる事態が予想され、そこを容認できるか否かが、御社の申請の判断 ポイントになると思われます。

ちなみに、お客様に事業者(=消費税の申告義務者)は存在せず、すべて一般消費者のお客様ばかり のような業種(例:学習塾)の場合は、お客様の側で不利益を被ることがなく、あえてインボイスの登 録申請を要しない場合もあると思われます。ご参考になさってください。

~北陸税理士会高岡支部役員との懇談会開催~

高岡法人会では、北陸税理士会高岡支部役員と当会の正副会長との懇 談会を12月5日(月)に開催した。

懇談会では、川西邦夫法人会会長、中村総一郎高岡支部長の挨拶、税 理士会高岡支部及び高岡法人会の活動状況について説明のあと、川西会 長から中村支部長へ「会員増強に対するご協力のお願い」文書を手渡し、 税理士会高岡支部の税理士先生方に「法人会への加入勧奨」のお力添え を頂けるよう依頼した。



新会員会社紹介

株式会社 S K K

代表取締役 三國 勝一

当社は令和2年9月10日に総合建設業として設立しました。創業は1994 年10月三商建設工業として個人で営んでいましたが、この目まぐるしく変 わっていく世の中にもっと新しい事にもチャレンジしていかなければという 気持ちで会社設立を志しました。

しかしながらタイミングが悪く、コロナで経済がストップし、世界では戦 争があり、物価が高騰し、燃料代なども嵩み良いスタートになるかとても不 安でした。その中でも長年来の関係のある方から一緒に働きたいというお声 もかけていただき、私もそれに応えたい気持ちもあり、この秋、高岡営業所 も構え少しずつ軌道に乗り始めました。法人を立ち上げる上で一番大事にし ているのは一緒に働いてくれる従業員のみんなです。



我が社では平成27年に国土交通省と日本経団連が提唱し始めた新3K(給料が良い、休暇が取れる、 希望が持てる)を推進したいと考えています。今までの建設業の3Kのイメージを大きく覆して活気あ る会社にしていき SKK で働きたい仲間を増やしていきたいと思っています。まずは、息抜きしやすい 環境整備と思い休憩室を過ごしやすく自作アレンジ、仕事で怪我しないように、そして年齢を重ねる従 業員の健康維持のために無料使えるトレーニングルームを作ってみました。今般ご縁があって法人会に 加入させていただくことになりましたが税知識の向上のために勉強していきたいと思っています。これ からもよろしくお願いします。

新会員のご紹介(命和4年8月~)

(敬称略)

法 人 名	代 表 者
高岡市	
(株)高岡サブカルチャーズ	伊勢 豪範
(株)能作ホールディングス	能作 千春
合同会社奏和	加藤貴世美
合同会社TAMAI	南林 玉衣
(公社) 富山県デザイン協会	能作 克治
ボンボヤージュ合同会社	矢崎 博之
㈱舟木保険事務所	舟木 隆浩
山岡石材店(株)	山岡 弘之
ワイドストリーム産業(株)	廣澤 一興
(株)YONEKEN	米澤 祐介
(株)Y・S工業	杉村 拓哉
社会福祉法人Q・O・L福祉会	北林 和正
御坊山観光開発㈱	林 延幸

法 人 名	代 表 者
射水市 (株) S B G	酒井健太郎
(株)フタクチ (株)ヨシコー 氷見市	二口 賢一 吉田 英樹
(株) S K K 中日本環境開発(株) (有)信貴館	三國 勝一 田中 敏文 柿谷 昌紀
(株)氷見アスコン	関 健一

賛助会員

賛助会員名	代表者
桶谷電気 and D 23℃ Creation	桶谷 久勝中田 征志

高岡法人会第 12 回定時総会記念講演会のご案内



テーマ『今後の政治・経済を見通す』

- 日 時 / 令和5年5月26日(金) 15時30分~17時
- 会 場 / ホテルニューオータニ高岡 4階 高岡市新横町1番地(0766-26-1111)
- 講 師/政治ジャーナリスト 元朝日新聞社 特別編集委員

星 浩氏

▶講師略歴◀

1955年(昭和30年)福島県生まれ。東京大学卒業後、朝日新聞入社。

1985 年から政治部。首相官邸、自民党、外務省などを担当。ワシントン特派員、政治部デスクを経て 2000 年から政治担当編集委員。2004 年~ 2006 年 東京大学大学院特任教授。

2016年4月より TBS「NEWS23」キャスター・コメンテーターを務める。

新会員ご紹介のお願い

高岡法人会では、決算期別説明会、改正税法研修会、 年末調整説明会など税に関する研修会のほか、雇用管 理研修会、セミナーや講演会を開催しています。

さらに、全会員に「税制改正のあらまし」、「わかり やすい 年末調整実務のポイント」、「会社役員のため の確定申告実務ポイント」を送付しています。

また、会員交流を目的とした異業種交流視察研修旅行や、青年部会員が参加できるセミナー・懇親会、女性部会員が参加できる教養講座や視察旅行も計画しており、これらの事業に参加することで、法人会に加入

する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じ てお互いの経営感覚を磨き、新たなビジネスチャンス が生まれます。

会員の皆様には、取引先やお知り合いの方で、法人 会に加入されていない方がおられましたら、ご紹介お 願いします。

なお、法人会には、法人(正会員)だけでなく、個 人事業主の方も賛助会員としてご入会できます。

ご連絡は、事務局 (0766-23-8855) までお願いします。

表紙説明

放生津八幡宮の築山行事 (重要無形民俗文化財)

放生津八幡宮の築山行事は、射水市の旧新湊市街地(放生津・新湊地区)にある放生津八幡宮の秋季祭礼で行われます。

築山行事は、山に見立てた臨時の祭壇(築山台)に海上から神霊を迎える行事であり、9月30日の 魂迎式・築山祭(小祭)と、10月2日の築山飾・築山祭(大祭)からなります。

築山台は、上下二段のひな壇のような形です。上段の奥に立つ屋形状の木枠の上に、「ウバガミ」または「オンババ」と呼ばれる主神人形を載せ、下段の四隅には、鉾を手にした甲冑姿の四天王人形を置きます。下段の中央には「マロウド(客人)」と呼ばれる飾人形を並べます。飾人形は、地域ゆかりの人物や歴史などをテーマとして毎年作り替えられています。

築山の人形は、早朝から飾り付けをはじめ、日中だけ飾られます。 日が沈む前に片付けないと神が怒りだすと伝えられ、夕方になると壇 上の飾りは速やかに片付けられます。

築山行事は、令和3年3月11日に、同じく放生津八幡宮秋季祭礼で行われる曳山行事とともに、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」として、国の重要無形民俗文化財に指定されました。

表紙写真·説明『射水市教育委員会提供』

